

令和6年度豊島区認可外保育施設 保育料負担軽減補助事業について

対象の方

対象施設を利用する児童の保護者であって、以下の要件を満たす方。

- ①月初日に豊島区に住民登録があり、施設に在籍
- ②他に認可保育所・認証保育所・認定こども園・幼稚園を利用していない
- ③月48時間以上の月極め契約を結んでいる
- ④**保育の必要性の認定がある**

区に事前申請
が必要です

対象施設

都道府県(児相設置市)に届出がされ、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された施設

助成額

0～2歳児クラス課税世帯	「認可外保育施設保育料」と「認可保育所に通った場合の保育料(※)」との差額 (第1子4万円上限、第2子6.7万円上限) ※第2子以降は無料
0～2歳児クラス非課税世帯	2.5万円上限
3～5歳児クラス	2万円上限

注意点

- 入園料、延長保育料、補食代及び雑費は補助対象外です。
- 補助上限より保育料が低い場合、保育料までの補助となります。
- 国無償化制度対象の方は、無償化支給額に加え、本補助を受けることが可能です。

申請期限

4月分より補助を受ける場合、**令和6年4月30日(火)(必着)**です。
それ以降に入所した場合、入所月の月末が申請期限となります。

詳細は豊島区ホームページをご確認いただくか、
以下問合せ先までご連絡ください。
保育課窓口では、パンフレットも配布しています。



制度に関してのお問合せはこちら！
豊島区保育課入園グループ

☎ 03-3981-2140